

最終審問傍聴に33名

帝京長岡高校 不当労働行為事件 労働委員会最終審問



NO. 661
発行
09・4月20日
国鉄労働組合
新潟地方本部
発行責任者
守橋久仁雄
編集責任者
教宣部

団体交渉など審問

帝京蒼葉学園・帝京長岡高等学校
不当労働行為事件の労働委員会
審問が四月十一日(土)に県庁で
行われました。

今回で三回目、最終審問でした。
第一回目は、三月二十六日、これ
までの組合活動・父母の会などに
ついて。第二回目は、三月三〇日
効果査定について。そして今回は
団体交渉などについて行われまし
た。

傍聴席抽選 九対三で圧倒

各団体・労働組合など傍聴に三
十三名が参加しました。申立人と補
佐人が二〇名、代理人弁護士が四
人でした。

十二席の傍聴席を抽選、九席を
確保し相手側は三席にとどまりま
した。結局、傍聴席はあらかじめ
割り当ての二席つつ足して、申立
人側は十一席で、被申立人側は五
席と圧倒しました。

四月十一日の最終審問には、全
国私教連前委員長の谷氏が、全
て学校側は帝京長岡高校前事務長
の古張氏に対して証人尋問が行わ
れました。

団体交渉ができない

学校側は、団交を行うには団交の条件が必要だと主張し、従来どおりの団交ルール(学内・時間制限無し・交渉人数制限無し・録音機持込可)を全く認めない。学校側のルール(学外・時間は1時間半以内・双方6人以内・録音機持込不可)に変更しなければ団交をしないと主張していた。

組合は再三にわたり要求を突きつけ団交を要求した。学校側はそれに対して、ルール作りを話し合うための事前協議を持ちかけたが、事前協議についても一方的に同様の条件を押し付けた。

論点は?



印刷機の使用について

今まで自由に使用していた印刷機について一方的に使用禁止を通告してきた。なぜ使用が認められないのか 学校側の主張では、3年間分の使用料を支払っていない・これを忘れていたことは、労使慣行は無かったと認識していた。

FAXを取り次がない

学校側の主張では、組合に対しての取次ぎはやっていない。労使慣行は聞いていない。FAX以外でも連絡できると考えるので取次ぎを禁止した。手紙は取り次ぐ。

掲示板の撤去について

学校側の主張では、職員室に設置してあり、出入りする人など全員が見られるところにあるため駄目だ。組合関係の掲示物は認めていない。組合員以外や業者などに見えるので不適当、外すよう指示した。



次回の審問で
結 審

7月22日

18時開会

県庁16階



全国私教連前委員長 谷氏の証言骨子

帝京大グループは沖永荘一氏のもとで一元的に管理されてきた。40数校あるが組合は4校だけ。帝京中・高校は不誠実団交で、帝京八王子では委員長を解雇。帝京安積(郡山)ではヤクザをやとって書記長を銃撃。これらの件について和解終結などで、05年までに決着。三つの組合では組合員数が減少し組合活動もままならない。



帝京長岡では、20代・30代の青年が入って組合員数が増えた。団交条件の固執による団交拒否などをはじめとして、沖永荘一氏の指示のもと組合つぶしにとりかかる。事情聴取もせず職員会議で一人の組合員をつるし上げ、結局その組合員を脱退させた。会場貸与・印刷機・FAXなど次々に組合つぶしの攻撃を加えている。

反対尋問



団交について

(ルール作りなど)

以前は学内で団交を行っていたが

○学校側(学校側答弁は○で以後学校側明記を省略)

しかし支障をきたすと考え条件を提示した。それは、団交は一般的なものと考えていたが、多く参加していたのでびっくりした。回答を読み上げる時、ヤジなどあった。矢張り早く質問があった。

○議事録は作っていない。録音機は使用しない。緊張感がおこり議論について弊害になる。書面で確認していない。

労働委員会での 学校側とのやりとり

○質問内容を書きとめるのか?

○質問内容を書きとめるため。

○団交内容が、組合ニュースに記載していることは知っていたのか?

○記憶にある。

○誰だかわからないが届けられた。

○録音はニュースに書かれるため目なのか?

○ニュースに書かれてはいるものと発言のニュアンスが違う。

○なぜ組合ニュースに書かれると駄目なのか?

○組合ニュースは、ほんの一部分だけの記載では困る。

○質問についてメモは書いているのか?

○内容は理事長に報告している。

○団交会場については学内を組合側は要求している。学内は、まずいという原理事は言っていない。団交事項の制限も言っていない。

○団交事項の制限内容は立原理事と決めた。

事前協議も同じ 条件では意味が無い

○団交でなぜ、団交の制限を言ったのか?

○団交のルール作りをするために団交の席で言った。

○団交会場は、今まで第三会議室で行われていた。(教教室を通って奥の部屋が第三会議室)その教教室が提訴後突然、女子更衣室になった。しかも誰も知らない。

○団交条件について事前協議ができず平行線だ。合意できない場合はどうするつもりだったのか?事前協議できない場合やらならないつもり?妥協はあるか?

○学内・外を交互にやると回答した。(提訴後和解交渉の中で)

○担任手当てと部活手当てについて要求したが、帝京の他校で支給していないから支給しないと回答、具体的説明が無い。

手当てについて

○服部校長の指示どつりにやった。校長・理事長の考えや内容以外は回答できない。

○日常的な事務処理ではないか? FAXが届いたかどつかささいなこと。事務長からの指示はあったのか? 日常的だと思つたが、

FAXの取次ぎ

○認識していなかった。知らないところでもらっていた。

○用紙について送信されたものを見たか? 立原理事はどう判断したのか?

○係争中だから取次ぎをしないと回答した。平成十九年三月に申立てがあったためそのようにした。報復ではない

学園の施設利用について

○学園の施設利用について、学外者は書面申請が必要か?

○学園内・外ともに書面での申請だ。書面が無いものもあつたのか?

○出してないこともあつた。書面は出すことが原則だ。

組合掲示板について

○掲示板上には毎朝行っているが掲示板上に撤布が貼られていたのはわからなかった。

○組合掲示板を非組合員に見るから不快だから。組合活動に対して、内容など記載しているものは外せと服部校長が言つたから。

○掲示外したことについて?

今回は3回目で最終審問だった。次回は7月22日(水)18時から開会する。5月15日(金)審問書を双方に送付する。7月15日最終書面を委員会へ提出。その後、委員会から送付する。次回は申立人は口頭で30分意見を述べる。非申立人は10分程度とする。

申立人代理人弁護士から、審問会場の変更を要求した。もっと大きな会場にして欲しい。傍聴者を30人程度としたい。

労働委員会から